

会計監査人の独立性の限界とその解決策についての一考察

高 田 寛

富山大学紀要. 富大経済論集 第62巻第2号抜刷 (2016年12月)

富山大学経済学部

会計監査人の独立性の限界とその解決策についての一考察

高 田 寛

キーワード：会計監査人の責任，監査法人，独立性に関する指針，外観的独立性，精神的独立性，監査法人ローテーション，東芝不正会計事件，オリンパス事件，ナナホシ事件

I. はじめに

II. 会計監査人の責任とナナホシ粉飾決算事件

1. 会計監査人の責任
2. ナナホシ粉飾決算事件
3. 近時の粉飾決算・不正会計処理事件
4. 不正を見抜くことができなかった原因・理由

III. 会計監査人の独立性

1. 外観的独立性と精神的独立性
2. 会社法上の規定による独立性
3. 公認会計士協会の各種指針

IV. 会計監査人の独立性の限界

1. ビジネスとしての監査業務
2. 長期間に亘る監査

V. 独立性を阻害する要因の排除

1. ビジネス・モデルの見直し
2. 監査法人のローテーション

VI. 結びにかえて

I. はじめに

外部監査人である会計監査人の独立性については、以前から議論されて来たところではあるが⁽¹⁾、特に、公認会計士協会⁽²⁾は、「独立性に関する指針」⁽³⁾（以下「独立性指針」という。）、「監査人の独立性チェックリスト」⁽⁴⁾、「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」⁽⁵⁾、「監査人の独立性について」⁽⁶⁾、などを公表してきた。

しかし、これら一連の指針や資料の公表にもかかわらず、2011年、オリンパス株式会社⁽⁷⁾（以下「オリンパス」という。）の粉飾決算事件が発覚し、さらに、2015年、株式会社東芝⁽⁸⁾（以下「東芝」という。）の不正会計処理事件などの大型粉飾決算・不正会計処理事件が相次いで発覚した。いずれも、わが国を代表する監査法人⁽⁹⁾が担当してきただけに、その社会的影響は大きい。これらの事件により、会計監査人の独立性の在り方が再度議論の対象となっている。

特に、東芝の会計監査法人であった新日本有限責任監査法人⁽¹⁰⁾（以下「新日本監査法人」という。）は、前身の太田昭和監査法人などの事務所時代を含めると1951年から約60年に亘り、東芝の会計監査人として会計監査を担当してきたが、東芝の不正会計処理事件を回避することができなかった。そのため、その監査能力の問題とともに、会計監査人としての独立性を保持することができなかったのではないかと疑問がもたれている。

新日本監査法人が東芝の説明や資料を十分に検証せず、緊張感を欠く不十分な監査によって不正会計処理を見逃し、東芝の不正会計処理を見抜くことができなかったため、金融庁は、会計監査人の独立性の確保の一貫として、監査法人の定期的な交代（ローテーション）を制度⁽¹¹⁾として導入できないか検討することとなった。そのような中、東芝は自主的に、決算書類のチェックなど監査業務⁽¹²⁾を行う監査法人を、複数年度で定期的に交代させる制度の導入を決定した⁽¹³⁾。

監査法人の独立性の問題は、わが国に限ったことではない。2001年のエン

ロン事件⁽¹⁴⁾、2002年のワールドコム事件⁽¹⁵⁾等を背景に、2000年代から欧米各国で議論されてきた。この背景には、多くの企業の粉飾決算や破たんがあったにも拘わらず、監査法人が直前までこれらの企業の財務諸表に対して適正意見⁽¹⁶⁾を出してきたという経緯がある。この結果、監査法人の信頼性が大きく損なわれ、かつ独立性の保持が問われることとなった。

本稿では、ナナホシ事件を例に会計監査人の責任を明確にし、現行法制および各種指針等を検証することにより、会計監査人、特に監査法人の独立性の限界を再度検証し、独立性を担保するための制度について、実務的な観点から検討を行いたい。

Ⅱ. 会計監査人の責任とナナホシ粉飾決算事件

1. 会計監査人の責任

会計専門職である公認会計士または監査法人（以下「会計監査人」という。）による会計監査制度は、1948年、投資家を保護するために旧証券取引法⁽¹⁷⁾により法定化され、上場会社等は、自社の財務諸表に対して、会計監査人の監査証明を受けなければならないことが定められた⁽¹⁸⁾。

その後、1965年の山陽特殊製鋼株式会社⁽¹⁹⁾の倒産の際に、同社の経営陣による粉飾決算が明らかになり、これを契機に1974年、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（以下「旧商法特例法」という。）が制定された。同法では、一定規模以上の大会社に対し会計監査人制度が強制適用され、また会計監査人の選任・解任に監査役が関与することなどが定められた⁽²⁰⁾。

2005年に制定された会社法は、旧商法特例法上の会計監査人制度を基本的に引き継ぎ、すべての株式会社に対して定款自治により同制度の採用を認めた（会社法327条5項、338条、326条2項）⁽²¹⁾。

すなわち、現行法制では、大会社⁽²²⁾、指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社（以下「大会社等」という。）は、会計監査人を置かなければならず、会計監査人は、被監査会社に対し法定監査⁽²³⁾を行わなければならない

い⁽²⁴⁾。具体的には、会計監査人は、会社の計算書類（会社法 435 条 2 項）およびその附属明細書などを監査し（同法 396 条 1 項前段）、会計監査報告書を作成し（同条後段）なければならない。なお、大会社等の場合、会計監査人は、公認会計士または監査法人⁽²⁵⁾ でなければならない（同法 337 条 1 項）が、それ以外は任意とされている。

法定監査における会計監査人と被監査会社の法律関係は、基本的には委任関係である（会社法 330 条）。また、その法的性質は準委任契約である（民法 656 条）。すなわち、会計監査人は、被監査会社に対し、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負い（民法 644 条）、会計監査人の行為には善管注意義務が課せられており、これに違反があれば、反証がない限り、会計監査人は被監査会社に対し債務不履行責任を負う（同法 415 条）。

計算書類監査については、会社法は、会計監査人が従うべき監査の基準および手続きについて、なんら規定していない。しかし、財務諸表監査に関し、金融商品取引法は、上場会社等に対して、有価証券届出書や有価証券報告書等に添付して、内閣総理大臣に提出する財務計算に関する書類に、会計監査人による監査証明を受けるように強制している（金融商品取引法 193 条の 2 第 1 項）。

この監査証明は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令⁽²⁶⁾ で定める基準および手続きによって行わなければならない（同法 193 条の 2 第 5 項）、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準および慣行に従って実施されなければならない（同府令 3 条 2 項）。また、この監査の結果に基づいて作成された報告書には、企業会計審議会により公表された監査基準である「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準」に該当する旨明記しなければならない（同府令 3 条 3 項）⁽²⁷⁾。

このように、基本的に、会計監査人と被監査会社との法律関係は準委任契約であり、同契約により法定監査を行わなければならない、会計監査人は被監査会社に対して善管注意義務を負い、それに違反すれば債務不履行責任が発生する。

2. ナナホシ粉飾決算事件

会計監査人の債務不履行責任の問題が訴訟となって表れた代表的な事件が、ナナホシ粉飾決算事件⁽²⁸⁾である。被監査会社が、自社の会計監査人に対して、自社の粉飾決算を見抜けなかったことを理由として訴訟を提起することは稀であるが、本件は、被監査会社が倒産したことにより、再生債務者管財人（原告）が、被監査会社の会計監査人（被告）に対して、監査業務における債務不履行責任を追及した事件である。以下、同事件を検討することによって、会計監査人の善管注意義務の内容を検証することとする。

(1) 事実の概要

A（ナナホシ）は、発電所等の補修関連工事を行うメンテナンス事業、および発電所設備等の新設据付工事業務を行うプラント事業を主たる事業としていた。一方、Y（トーマツ）（被告）は、監査法人であり、Aとの間で監査契約を締結し、会計監査人として約9年に亘り継続的に会計監査を行い、無限定の適正意見を表明していた。

ところが、Aはメンテナンス事業部門の業績低迷により、最終赤字を計上する事態に陥り、代表取締役会長Bら当時の経営陣は株価維持等のために赤字決算の回避を優先し、Aの取引先であったD会社の協力を得て、架空売上の計上による粉飾決算を行うようになった。この粉飾決算は、平成10年から3年間に及び、その総額は売上高で約96億7600万円、利益額で21億9800万円にのぼった。しかし、平成13年11月、Aの監査役とY所属の公認会計士による現地調査により、当該粉飾決算が発覚した。その後、Aは裁判所に民事再生手続の開始の申立をし、平成14年11月にAは解散した。

X（原告）は、Aの再生債務者管財人である。Xは、Yが当該粉飾決算を見逃したことにつき、監査契約上の注意義務違反の債務不履行があり、これによって違法配当相当額1億8891万円および粉飾実行に伴う社外流出相当額8億3023万円余の損害がAに生じたとして大阪地裁に提訴し、当該損害金およ

びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた。

(2) 判旨および検証

大阪地裁は、その判決の中で、「通常実施すべき監査手続」を、「監査基準・一般基準の適格性基準に適合した職業監査人を前提として、監査人がその能力と実務経験に基づき十分な監査証拠を入手するために『正当な注意』をもって必要と判断して実施する監査手続きをいう」としている。

また、同地裁は、会計監査人に課せられた善管注意義務の内容を、「『通常実施すべき監査手続』に従って、個別の被監査会社の状況に応じて、監査計画を策定し、画一的なものではない多様な監査証拠を入手し、監査要点に応じて必要かつ十分と考えられる監査手続きを実施すること」と判示した。

一般に監査は、監査手順などを詳細に定められた監査マニュアルによって行われるが、この監査マニュアル通りに定められた監査手続を全て実施すれば十分ということではなく、監査資源が有限であるため、監査業務に関しては、監査の効率性および実効性を考慮しなければならない、その方法は被監査会社ごとに異なるものである。

大規模な被監査会社であれば、監査対象範囲も広く、すべての書類をチェックすることは現実的に不可能であり、そのため被監査会社ごとに監査上の危険性を考慮した個別の監査手続を行わなければならない。そのため、「通常実施すべき監査手続」といえるかの判断に当たっては、被監査会社固有の危険性を重視したリスク・アプローチを採っていたかどうかが判断の基準となる。

大阪地裁は、これに関して、「監査人は、監査の効率性の観点から、かつてのように必要な監査手続を全て実施しなければならないということではなく、固有のリスクや内部統制上のリスクを正確に検証し、監査上の危険性を最小限に抑えるべく、リスクの高いところに監査資源を集中させて、財務諸表の記載の正確性について合理的な監査意見を形成することが求められるようになった。そのためには、監査人は、個別の被監査会社の固有のリスクと内部統制上

のリスクを正確に評価し、監査上の危険性を最小限にした上で、監査要点のリスクに応じて監査計画を立案し、どの監査要点に集中的に監査すべきでどの監査要点は内部統制に依拠すべきかを区別した上で、必要かつ十分な監査証拠を収集し、合理的な監査意見を表明するための心証形成を行う必要がある。」としている。

その上で、同地裁は、Aの監査に関しても、リスク・アプローチに基づき、Aの固有のリスクと内部統制上のリスクを考慮した上で、監査計画を設定すべきであり、それが「通常実施すべき監査手続」であったとし、Yの監査手続に過失を認めた⁽²⁹⁾。

以上の通り、同地裁は、会計監査人が尽くすべき善管注意義務違反の内容を、「通常実施すべき監査手続」とし、具体的には、リスク・アプローチに基づいた監査手続であったかが判断基準となるとした。このため、被監査会社に不正を疑うべき事情があったにも拘わらず、追加監査をしなかった等の適切な対応を採らなかったことに対する評価によって、善管注意義務の判断が分かれることとなる。

このように、被監査会社に対して、会計監査人が適切な対応を採らなかった理由または原因が何であるかが問題となるが、はたして会計監査人の能力および技能が乏しく、リスク・アプローチを行わず不正会計処理を見逃したのか、または、リスク・アプローチを採った、または採るべきであったものの、何らかの理由または原因により、被監査会社の不正会計や粉飾決算を故意に見逃したのが議論の焦点となる。特に後者の場合には、会計監査人の独立性の問題に大きく関わる問題であるといえる。

3. 近時の粉飾決算・不正会計処理事件

近時の代表的な粉飾決算・不正会計処理事件としては、2011年のオリンパス粉飾決算事件と2015年の東芝不正会計処理事件があげられる。これらの事件を通して、会計監査人の役割・責任について、以下概観する。

(1) オリジナル粉飾決算事件

オリンパスの監査法人は有限責任あずさ監査法人⁽³⁰⁾（以下「あずさ監査法人」という。）であった。あずさ監査法人は、2009年3月まで35年間に亘りオリンパスの監査法人として会計監査を担当してきた。1990年代から続いてきたオリンパスの「飛ばし」も、英国の医療機器メーカーであるジャイラスの2,100億円の買収、国内のベンチャー3社を734億円という巨額の買収をした不適切な取引も、あずさ監査法人の担当期間内に行われている。

この間、あずさ監査法人がオリンパスの粉飾決算を完全に見過ごしていたわけではない。具体的には、2008年12月、あずさ監査法人はオリンパスの監査役会に対して、ジャイラスの買収に係るフィナンシャル・アドバイザー報酬が高額に過ぎるのではないかとする懸念を示し、懸念事項を記載した通知書を提出している⁽³¹⁾。

また、あずさ監査法人は、「飛ばし」⁽³²⁾を始めた直後の1999年に、オリンパスに対して「飛ばし」を指摘している。これで、オリンパスは海外ファンドに含み損を抱えた金融商品を簿価で売却したことを認め、あずさ監査法人は、直ちにファンドとの取引を解消するよう求めた。しかし、あずさ監査法人の指摘にも拘わらず、オリンパスは、「飛ばし」をいったん中止したものの、その後も、あずさ監査法人に把握されにくい手法で「飛ばし」を続けた。

これに関して、オリンパス第三者委員会調査報告書は、「あずさ監査法人については、1999年9月にオリンパスの『飛ばし』取引を発見したのちの監査手続において、さらに徹底した監査を実施していれば、1998年10月以降2000年3月に至るまでの間にオリンパスが実行した本件損失分離スキームに基づく含み損を抱えた金融商品の『飛ばし』の全貌を発見したのではないかが問題となる。」と指摘している⁽³³⁾。

これは、まさにナナホシ事件における大阪地裁のいう「通常実施すべき監査手続」としてのリスク・アプローチによる追加監査が、オリンパスに対して適切に行われていなかったのではないかと指摘であり、同第三者委員会報告

書は、この点を問題としていることが伺える。

また、あずさ監査法人は、ジャイラスや国内3社の買収で支出した巨額の資金を使って有価証券投資による損失を隠していたことにつき、2009年3月期の同社の決算で、オリンパスに対してこれらの買収に問題があることを指摘した。このため、オリンパスは弁護士らによる外部調査委員会を設けたが、結果的には、不正が解明されることはなかった。その後、2009年6月、任期が終わったという理由で、あずさ監査法人は契約打ち切りを迫られ、オリンパスの監査業務が新日本監査法人に引き継がれた。

この監査法人の解任は、被監査会社にとって都合が悪くなった監査法人を解任するという典型的な例で、オリンパスにとって粉飾決算に気付いたあずさ監査法人が邪魔になって、契約を打ち切ったと考えられる。その後、あずさ監査法人から新日本監査法人に監査業務が引き継がれたが、あずさ監査法人が気付いていたと思われるオリンパスの粉飾決算の兆候を、新日本監査法人に正確に伝えていたかどうかは明らかではないが、会計監査人として当然引き継がれるべき事項であることは疑いがない。結果として、その後、新日本監査法人がオリンパスの粉飾決算を具体的に指摘することはなかった。

このように会計監査人の監査に不備があるにも拘わらず、同第三者委員会は監査法人の責任の可能性を指摘したものの、オリンパス監査役等責任調査委員会は、監査法人の責任について、あずさ監査法人および監査業務を引き継いだ新日本監査法人ともに、「必要とされる監査手続きを実施しており注意義務違反はなかった」とし、粉飾決算を見逃したにも拘わらず、監査法人に責任はないとしている⁽³⁴⁾。しかし、その具体的理由は明らかにされていない。

(2) 東芝不正会計処理事件

オリンパス事件で明らかになった監査法人の監査の問題は、東芝不正会計処理事件における新日本監査法人の監査でも同じことがいえる。たとえば、新日本監査法人は、東芝の財務諸表について、「当監査法人は、上記計算書類及び

その附属明細が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」とし、問題はなかったとしている⁽³⁵⁾。

また、新日本監査法人は、2014年3月期の東芝の有価証券報告書の中でも、「東芝および連結子会社の連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見をつけている。さらに、内部統制監査でも、「すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」としている⁽³⁶⁾。

このため、東芝第三者委員会「調査報告書」（2015年7月20日）は、「会計監査人の監査（四半期レビューを含む）の過程において指摘がされず…外部監査による統制が十分に機能しなかった。」とし、監査法人の監査の不備を指摘している。その原因について、本報告書は、「…会計処理の意図的な操作であり、会計監査人の気付きにくい方法を用い、かつ会計監査人からの質問や資料要請に対しては事実を隠蔽したり、事実と異なるストーリーを組み立てた資料を提示して説明するなど、外部の証拠により事実を確認することが困難な状況を巧みに利用した組織的に行われた不適切な会計処理であった。」ことをあげている⁽³⁷⁾。

このように、同監査法人の監査の不備を指摘しながらも、同報告書は、「このような会社組織による事実の隠ぺいや事実と異なるストーリーの組み立てに対して、独立の第三者である会計監査人がそれをくつがえすような強力な証拠を入手することは多くの場合極めて困難」とし、会計監査人による外部監査の限界について言及している⁽³⁸⁾。

さらに、「本調査の目的は、会社の不適切な会計処理について、その内容、原因、背景等を含めた事実関係を究明することにより…会計監査人の監査の妥当性の評価…を調査することを目的としていない。」とし⁽³⁹⁾、会計監査人の監査の妥当性の評価については、本報告書の目的の範囲外であると明言している。

このように、本報告書は、東芝に対する監査手続きや監査判断に問題があったか否かは調査目的ではないとしているものの、監査法人の監査の不備を指摘し、またその限界についても言及している。

4. 不正を見抜くことができなかった原因・理由

会計監査人が、これらの粉飾決算または不正会計処理を見抜けなかった原因・理由は、どこにあるのであろうか。オリンパスに関しては、一連の報告書から、あずさ監査法人が粉飾決算の兆候を気付いていたことが伺える。では、なぜ、あずさ監査法人が、その能力と実務経験に基づき十分な監査証拠を入手するために「正当な注意」をもって、また必要と判断して実施すべきリスク・アプローチを採らなかったのか。東芝にいたっては、新日本監査法人が東芝の不正会計処理の兆候に気付いていたのか、それとも気付いても不問にしていたのかさえも明らかにされていない。

一連の第三者報告書は、不正を見抜くことができなかった原因・理由については具体的に触れていないが、その可能性としては、①会計監査人の監査能力および実務経験の不足（原因1）、②不正の兆候に気付いたが、何らかの理由によりリスク・アプローチを採ることができず、必要な追加監査ができなかった（原因2）、③不正の兆候に気付いたが、あえてリスク・アプローチを採らず必要な追加監査を行わなかった（原因3）、④不正の兆候に気づき、リスク・アプローチによる追加監査を実施し、不正を見抜いたが、それを不問とした（原因4）、または⑤以前から不正を把握していたが不問にし続けていた（原因5）、のいずれかが考えられる。

原因1の会計監査人の監査能力および実務経験の不足から不正を見抜けなかったのなら、会計監査人の監査能力を向上させ、実務経験を積ませることで問題は解決するであろうが、原因2から原因5の4つのケースについては、会計監査人の独立性に大いに関係する問題であり、そうなったことに対する原因を追究する必要がある。

たとえば、原因2では、不正の兆候に気付いていたものの何らかの理由により、必要な追加監査ができなかった理由としては、第一に、会計監査人に対する報酬および費用が考えられる。追加監査をすれば、当然のことながら費用と時間および労力がかかる。時間と労力については、必要な財源があれば解決できるものであるが、財源がなければ追加監査は実施できない。この追加監査にかかる費用を、会計監査人は被監査会社に要求することになるだろうが、追加監査の必要性を感じた経営者ならともかく、多くの経営者は追加費用の支出には難色を示す可能性がある。このような場合、強く要求すれば、会計監査人は顧客である被監査会社を失うことになりかねず、その虞から、あえて追加監査の必要性を被監査会社に要求しなくなるのが考えられる。

原因3の理由も、原因2と同様であり、顧客である被監査会社を失うことをおそれるあまり、必要な追加監査を行わない可能性が大きい。たとえば、以前、会社の経営者に追加監査の必要性を訴えたが、それが聞き入れられず、追加監査が行えなかった場合には、初めから追加監査の実施を諦めてしまうケースである。この意味で、原因3は原因2の延長線上に存在する原因である。

原因4は、追加監査を実施し不正を見抜いたが、それを不問としたケースである。原因5も、原因4の延長線上にあるものである。オリンパス事件では、あずさ監査法人は、オリンパスに対していくつか問題点を指摘していた。あずさ監査法人が、どこまで必要な追加監査をしていたか不明であるが、かなりの確度で粉飾決算の疑いを持っていたと考えられる。そこには、ひた隠しに隠す被監査会社と、それを暴こうとする会計監査人の葛藤があるが、最終的には、会計監査人にとって被監査法人が顧客である以上、顧客を失う虞のあまり、会計監査人が根負けをするという実態が浮かび上がってくる。

この報酬および費用に関する問題は、東芝不正会計処理事件の新日本監査法人の場合に、如実に表れている。新日本監査法人は、わが国の4大監査法人の中でも最大手であるが、東芝不正会計処理発覚の当時、その利益率（当期純利益率）は0.6%程度であり、自己資本比率も23.3%と低く（全国平均39.2%）、

決して経営基盤が強いとは言えなかった。また、新日本監査法人にとって、東芝からの総報酬額は約 11 億円にのぼり、報酬額第 6 位の顧客であり、東芝は新日本監査法人にとって重要顧客であったといえる⁽⁴⁰⁾。このことから、東芝という重要顧客を失うという虞から、必要な追加監査をせず、もし不正を見抜いたとしても、それを不問とする背景があったのではないかと推察される。

会計監査人にとって重要顧客を失うという虞は、被監査会社と事を構えないという姿勢につながる。そのため、被監査会社の経営者との癒着が生じ、必然的に甘い監査を行うことになりかねない。それを正すために、監査役（会）が正常に機能していなければならないが、監査役（会）が全く機能していない場合には、会計監査人は、会社の経営者の言いなりの存在に陥る可能性が生じる可能性が高い。

Ⅲ. 会計監査人の独立性

1. 外観的独立性と精神的独立性

公認会計士法 1 条は、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と規定し、公認会計士の使命に対して、独立した立場を前提としている。すなわち、会計監査人は、独立性が担保されることを前提に、その使命を遂行することができる。この会計監査人の独立性は、一般に、外観的独立性と精神的独立性の 2 つに分けることができる。

外観的独立性とは、「事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、全ての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームの構成員の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にないこと」である⁽⁴¹⁾。つまり、監査人が一定の措置（セーフガード）を講じたとしても、第三者から見た際に、誠実性、客観性および専門家としての懐疑心が阻害されて

いと合理的に推測されるような事態や環境を避けることである⁽⁴²⁾。すなわち、外部利害関係者から会計監査人を見た際に、誠実性、客観性および専門家として、独立性が保たれていないと疑われるような事実や環境をさける態様をいう。

これにつき、「監査基準『第二 一般基準』2」では、「監査人は監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。」と規定する⁽⁴³⁾。また、倫理規則13条は、「会員は、監査業務を受嘱又は実施するに際しては独立した立場を堅持し、依頼人又は関係先との関係において、法令に規定する利害関係を有してはならず、また、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観を呈しないよう留意しなければならない。」と規定する⁽⁴⁴⁾。これらが外観的独立性の判断基準と考えられている⁽⁴⁵⁾。

一方、精神的独立性とは、「職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保ち、誠実に行動し、公正性と職業的懐疑心を堅持できること」である⁽⁴⁶⁾。すなわち、監査の専門家としての判断を歪められる虞のある諸要因から影響を受けない精神状態であり、誠実性をもって行動し、客観性を確保し、専門家としての公正不偏な態度を堅持できる精神状態をいう⁽⁴⁷⁾。ただし、監査人の独立性については、公認会計士法、施行令、内閣府令等により外観的独立性の要件が規定されているが、精神的独立性については、特に規定されていない。

しかし、精神的独立性を含めた独立性全般にわたって、倫理規則は、その主旨および精神として、「監査及び会計に関する職業的専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と規定している⁽⁴⁸⁾。

外観的独立性は、精神的独立性を確保するため、また外部利害関係者に対して独立性が保持されていることを示すために必要とされ、外観的独立性と精神

的独立性は、どちらか一方が欠けても、その使命を遂行することができない。

他方、精神的独立性は、個々の会計監査人の内面の精神的作用であるので、これを確保するには、健康な心身とともに啓蒙活動や教育が必要であるが、最終的には、個々の努力に任せるしかなく、現実的には、法的な措置によって精神的独立性を確保することは難しい。一方で、外観的独立性の確保は、法令や各種指針の取り決めによって確保することができる余地がある。

2. 会社法上の規定による独立性

現行会社法では、会計監査人の独立性を確保するため、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案は監査委員会⁽⁴⁹⁾または監査役（以下「監査役等」という。）が決定し（会社法 344 条 1 項）⁽⁵⁰⁾、会計監査人は株主総会の普通決議で選任されるとしている（同法 329 条 1 項）。

従前は、会計監査人の選任・解任議案については、取締役会で決定し、監査役等は、取締役会で決定した議案の同意権（否認権）しか与えられておらず、監査役等が、独自に会計監査人の選任・解任議案を決定することができなかった。しかし、監査役等の権限強化の一貫として、2014 年の法改正により、同意権から決定権に変更されたという経緯をもつ。

この理由は、会計監査人の選任・解任議案を取締役（会）に決定権を持たせた場合、取締役（会）に都合のよい会計監査人を決定する虞があったからである。会計監査人の選任・解任議案決定権を監査役等に移すことにより、会計監査人の独立性を高めようとするものであるが、監査役等が機能不全に陥り、取締役（会）と実質的に同体である場合には、この規定は意味をなさない。

会計監査人の任期は、1 年（選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する提示株主総会の終結の時まで）である（同法 338 条 1 項）。また、翌年の定時総会で別段の決議がされなかったときは、その総会において再任されたものとみなされる（同条 2 項）。すなわち、会社法は、会計監査人の任期を規定することで、会計監査人の自由な交代を前提としており、同一の会計監

査人が恒常的に同じ被監査会社を監査することは想定していないと見ることができる。

会計監査人の終任（任期満了・辞任・解任等）については、会社法 330 条（委任の準用）、同法 339 条（総会の普通決議による解任）により、取締役に対する規定と共通する。欠員の処置については、同法 346 条の 1 項ではなく 4 項が適用される。しかし、同法 854 条（解任の訴え）は適用されない。また、会計監査人は、監査役等の場合と同様に、会計監査人の選任・解任または辞任について株主総会で意見を述べることができる（同法 345 条 5 項）。

上述したように、オリンパス事件では、あずさ監査法人は、35 年の長期に亘り監査業務を行ってきたにも拘わらず、任期満了という理由で解任された。これ自体、一般的には異常であり、本来であれば、会社は解任の正当な理由を示すと思われるが、任期満了というだけで、その背後にある理由は示されなかった。

さらに、あずさ監査法人は、解任について株主総会で意見を述べる機会があったにも拘わらず、あずさ監査法人は、それを活用せず、株主総会で、今まで知り得た粉飾決算の兆候を具体的に公にすることはなかった。会計監査人は、株主から直接委任を受けていないものの、株主に対する責任、特に株主に対する説明責任を果たしたとは言えないのではないだろうか。

また、会計監査人は、善管注意義務を負うほか、会計監査人は、不正行為等を発見したときには、遅滞なく監査役等に報告しなければならない（会社法 397 条）。すなわち、会計監査人のカウンターパートは、監査役等であり、監査役等が機能不全に陥っている場合は、会計監査人がいくら不正行為等を報告したとしても、その是正を期待することは困難となる。

また、計算書類等が法令・定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役等と意見を異にするときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる（会社法 398 条）。しかし、会計監査人がこれを行えば、実質的に、被監査会社との関係は悪くなり、顧客としての被監査会社を失うと

いう虞から、これを行うことを会計監査人に要求することは現実的ではなく、監査法人としても躊躇せざるをえないであろう。この意味で、会社法 398 条が実質的に機能するのは、限定的な場合に限られる。

会計監査人の報酬に関しては、定款・株主総会決議によって定める必要はないが、取締役がこれを定める場合には、監査役（2人以上いる場合にはその過半数。監査役設置会社では監査役、委員会型会社では監査（等）委員会）の同意がなければならない（同法 399 条）。

上述したように、会計監査人の報酬は、会計監査人の独立性に深くかかわる問題である。たとえば、低い報酬であれば、会計監査人は十分な監査資源を投入することができず、リスク・アプローチを用いて危険性が高い監査フィールドに対して、追加監査等を十分に行うことは困難であると考えられる。低い報酬であればあるほど、会計監査人は、利益を確保するため効率性を重視し、必要な監査をあえて行わない可能性がある。逆に、高い報酬を与える代わりに、被監査会社が会計監査人に、手抜き監査を求めることも考えられる。このように、現行の会計監査人に対する報酬制度は、監査法人の独立性を阻害する最大の要因であるといえよう。

3. 公認会計士協会の各種指針

会計監査人の独立性に関し、公認会計士が職務を全うできるように、公認会計士協会は、公認会計士協会の会員および準会員の職業倫理として、「日本公認会計士協会会則」⁽⁵¹⁾、「倫理規則」を公表している。また、監査人の独立性に関しては、「独立性指針」⁽⁵²⁾、「利益相反に関する指針」⁽⁵²⁾、「独立性に関する法改正対応解釈指針」⁽⁵³⁾、「職業倫理に関する解釈指針」⁽⁵⁴⁾などを公表している。

中でも、独立性指針は、倫理規則 13 条に規定する独立した立場の保持についての具体的な指針となっている。その中で、独立性指針は、監査業務と公益の関係に触れ、「会計事務所等及び監査業務チームの構成員は、監査業務が公益に資するものであることから、監査業務の依頼人から独立していなければな

らないことが、要請されている。」と規定している⁽⁶⁵⁾。すなわち、この規定は、会計監査人の独立性の保持の理由として、監査業務が公益的なものであることを示している。具体的には、被監査会社の株主に対する説明責任も含まれる。このことは、会社法 345 条 5 項（株主に対する説明）の規定にも裏付けされている。

同指針は、金銭的利益について、「依頼人に対し金銭的利益を有していることは、独立性を阻害する自己利益を生じさせる可能性がある。阻害要因の存在及びその重要性の程度は、次の事項に依存する。(1) 金銭的利益を有している者の役割、(2) 金銭的利益が直接的なものか間接的なものか、(3) 金銭的利益の金額的な重要性」と規定している⁽⁶⁶⁾。

また、同指針は、「監査業務チームの構成員、その家族又は会計事務所等が依頼人に直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有している場合、独立性を阻害する自己利益の重要性は、余りに大きい。…したがって、監査業務チームの構成員、その家族及び会計事務所等のいずれも、依頼人に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益を有してはならない。」と規定する⁽⁶⁷⁾。

さらに、同指針は、「会計事務所等又は監査業務チームの構成員若しくはその家族が、ある企業に対する金銭的利益を有しており、依頼人も当該企業に対する金銭的利益を有している場合は、独立性を阻害する自己利益を生じさせる可能性がある。しかしながら、それらの金銭的利益が重要ではなく依頼人が当該企業に重要な影響を及ぼし得ない場合は、独立性を損なうとはみなされない。」と規定している⁽⁶⁸⁾。

たとえば、監査業務チームの構成員や会計事務所等が、被監査法人の株式を大量に保持していることは、独立性に大きな影響を及ぼすものであることを意味し、直接または間接を問わず、金銭的利益を有することは、自己利益につながるとして禁止している。

Ⅳ. 会計監査人の独立性の限界

会計監査人の独立性は、監査報告書に対する信頼の基礎をなすものである。法定監査の究極的目標は、常に客観的な意見の表明であり、監査意見は客観的で偏りのない視点に基づかなければならない。しかし、客観性は心理状態であり、人間の心理状態は容易に検証できないから、監査を行うに当たっての監査人の客観性を損なうようにみえる可能性のある関係を排除するものとして独立性が位置づけられる⁽⁵⁹⁾。

1. ビジネスとしての監査業務

会計監査人の独立性を阻害する最大の要因が、報酬を得るためのビジネスとしての監査業務である。会計監査人と被監査会社との法律関係は、基本的に委任契約であり、委任者が被監査会社で、受任者が会計監査人である。そのため、会計監査人は、監査業務の内容を被監査会社に詳細に説明し、見積書を作成し提示する。

会社法上、会計監査人の選任・解任権の議案決定権が監査役等にあるとしても、現行法制では、依然として監査役等には報酬決定権がない。そのため、見積書を提示したとしても、被監査会社の監査業務に対する予算の都合上、監査役等が単独かつ独立して決定することは難しいのが実情である。よしんば、監査役等に報酬決定権が与えられたとしても、被監査会社の業績や予算等を考慮しなければならない。通常、会社の予算決定権は取締役（会）にあり、現実的には、監査役等は、監査法人に対する報酬額を取締役（会）に諮らねばならず、現実的には、その効果はあまり期待できないと思われる。

また、上記Ⅱ 4でも指摘したように、不正を見抜くことができなかった原因・理由に、会計監査人にとって、被監査会社が顧客である以上、顧客を失うかもしれないという虞が常に付きまとうことがあげられる。本来であれば、リスク・アプローチに基づく追加監査を行うべきところ、それを行うと予算がオーバーし、会計監査人の報酬が減る、または赤字になるという事態を招く。人的資源、

時間および予算に余裕があれば、それも可能だろうが、一般には、業務監査が手工業的作業であることから、利益率は決して高くないという実態があり、被監査会社が追加監査の費用を支払う場合はともかく、現実的には、会計監査人の思うように追加監査ができないというジレンマが存在する。

このように、会計監査人にとって、被監査会社の監査業務が、会計監査人にとって報酬を得るためのビジネスであり、被監査会社から報酬を得るという実態が、会計監査人の独立性の最大の阻害要因となっていると考えられる。

この点につき、独立性指針は、「依頼人に対し金銭的利益を有していることは、独立性を阻害する自己利益を生じさせる可能性がある。」と明確に述べている⁽⁶⁰⁾。この規定自体は、監査業務チームの個々の構成員に対するものであるが、これを監査法人に対するものと考え、監査法人が被監査会社から報酬を得ること自体が、監査法人の独立性を阻害するものであると考えることができる。監査業務チームの個々の構成員は、監査法人の一員である以上、勤務する監査法人の業績に無関心でいられるはずはなく、顧客を失うことをおそれる余り、被監査会社の意向に合わせたところで、ぎりぎりの選択を迫られることになる。

このように、被監査会社から報酬を得るといふ会計監査人のビジネス・モデルそのものが、会計監査人の独立性を阻害する最大の要因であるといえる。

2. 長期間に亘る監査

会計監査人の独立性を阻害するその他の大きな要因の1つに、特定の監査法人の長期間に亘る監査業務がある。上述したように、あずさ監査法人は、オリンパスの監査業務を35年間に亘り担当してきた。新日本監査法人に代わっては、60年の長きに亘り東芝の監査業務を担当してきた。このような特定の一監査法人による長期間の監査は、緊張感を欠く関係となり、不十分な監査に陥る可能性が大きい。

このような長期に亘る監査を是正するために、2003年改正公認会計士法は、

公認会計士は、大会社等の7会計期間（事業年度その他これらに準ずる期間をいう。）の範囲内で連続する7会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行うことはできないと定め、大会社等の監査を担当する公認会計士又は業務執行社員等を一定期間で交代させること（ローテーション）を義務づけた（公認会計士法24条の3、同法34条の11の3）⁽⁶¹⁾。

しかし、2004年のカネボウ株式会社⁽⁶²⁾の粉飾決算事件を受けて、2007年公認会計士法では、大規模監査法人における上場会社等の監査証明業務の特例（筆頭業務執行社員等のローテーション、いわゆる5年・5年ルール）および新規公開企業に係る公開後の最初の連続会計期間の制限の規定が導入された⁽⁶³⁾。すなわち、4大監査法人の業務執行社員のうち主任会計士に関して、継続監査期間を5会計期間に短縮し、監査禁止期間（インターバル期間）を5年とし、その他の業務執行社員の継続監査期間を7年、インターバル期間を2年とし、2006年4月以降に開始する事業年度から実施した。

このように、監査法人内での被監査法人に対する定期的なローテーションはすでに法定化されている。しかし、東芝の不正会計処理事件は、このような規制の下で発覚し、現行の監査法人内での被監査法人に対する定期的なローテーションでは、根本的な問題の解決にはならないことが判明した。そこで、現在は、監査法人そのもののローテーションが議論されている。

この問題に関して、金融庁は、2015年10月6日、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置した。今後、会計監査の在り方に対して幅広く議論が交わされる予定であり⁽⁶⁴⁾、中でも「監査法人の行動原則を定めたコード（指針）」の策定が期待されている⁽⁶⁵⁾。そして、2016年3月8日、同懇談会は、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言として、「会計監査の信頼性確保のために」と題する報告書を公表した⁽⁶⁶⁾。

同報告書は、会計監査の信頼性が問われている背景として、①会計監査を実

施するための規制・基準が監査の現場に十分に定着していない，②こうした規制・基準を定着させるために態勢が監査法人や企業等において十分に整備されていない，③そのような態勢整備がなされているかを外部から適切にチェックできる枠組みが十分に確立されていない，という要因を挙げているが，「不正会計問題への対応に際しては，いたずらに規制・基準を強化するのではなく，その費用と便益を検証しつつ，問題の本質に焦点を当てた対応をとるべきである。」とし⁽⁶⁷⁾，規制・基準の強化については積極的な立場をとっているとはいえない。

同報告書は，監査法人の定期的なローテーションについて，「我が国においても有効な選択肢の一つであると考えられる。」としながらも，「監査法人のローテーション制度については，監査人の知識・経験の蓄積が中断されることにより監査品質が低下するおそれがある，あるいは，大手監査法人の数が限られている監査市場の現状を踏まえると，当該制度の円滑な導入・実施は困難であるとの指摘もある。」とし，「諸外国の最近の動向も踏まえつつ，我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや，制度を導入した際に実効性を確保するための方策等について，金融庁において，深度ある調査・分析がなされるべきである。」とし，慎重な立場をとっている。

また，監査チーム全体のローテーションについては，「監査法人のローテーションと同様，監査人の知識・経験の蓄積が中断され，監査の品質が低下するおそれがあるとの指摘に加え，同一法人内でローテーションを行うことにどこまで効果があるのか疑問視する見方等もあることを踏まえ，検討することが必要である。」とし，監査チームのローテーションについても，その効果を疑問視している⁽⁶⁸⁾。

このように，同懇談会では，監査法人や監査チームのローテーションについて，根強い反対意見があり，この問題について慎重な立場をとっていることが伺える。

しかし，監査法人の定期定なローテーション制度の検討は，わが国に限った

ことではなく、2000年代から欧米各国で議論されてきた。この背景には、多くの企業の粉飾決算や破たんがあったにも拘わらず、監査法人が直前までこれらの企業の財務諸表に対して適正意見⁽⁶⁹⁾を出してきたという事実があるからである。

EUでは、2016年6月17日から、上場している大企業や金融機関などの社会的に影響の大きい事業体⁽⁷⁰⁾ (Public Interest Entity/PIE) に対して、監査法人が連続で担当できる期間を原則10年とする監査法人のローテーション制度(Mandatory Firm Rotation/MFR)を導入した⁽⁷¹⁾。この制度は、2008年のリーマン・ショックの教訓から、金融機関などの経営に対する監査法人の監査が不十分であり、長期間に亘り同じ被監査会社の監査を行っている、必然的に緊張感を欠いた甘い監査が行われるのではないかという疑念が背景にあったからである。

しかし一方で、米国も同じような監査法人のローテーション制が、米国公開企業会計監視委員会(Public Company Accounting Oversight Board/PCAOB)⁽⁷²⁾を中心に長く議論されてきたが、2014年、この改革は見送られることとなった。このように、EUと米国では、監査法人のローテーションについては、異なった対応をとっている。わが国でも、本格的な議論が期待されるところである。

V. 独立性を阻害する要因の排除

1. ビジネス・モデルの見直し

会計監査人の独立性を阻害する最大の要因は、会計監査人が被監査会社から監査業務を委託され、被監査会社と会計監査人との委任契約により、会計監査人が被監査会社から報酬を得るというビジネス・モデルにある。

会計監査人の被監査会社に対する監査業務の本来の目的は、被監査会社の財務諸表等の適正な開示の担保であり、これにより最も利害が生じる利害関係者は、株主などの投資家である。このように会計監査人の監査が株主などの投資

家に対するものであると考えるならば、会計監査人の監査は、監査を受ける被監査会社と会計監査人との間の委任契約に基づくものではなく、被監査会社の株主と会計監査人との委任関係によるものであると考える方が自然であろう。すなわち、会計監査人の監査業務は、株主と会計監査人との間の委任契約に基づくものであるとすべきではないだろうか。

しかし、現実的には、委任契約を株主と会計監査人との間で締結することは難しい。そこで考えられるのが、監査役等が株主の代わりに委任契約を締結することが考えられる。Ⅲ 2 で述べたように、会計監査人の第一義的なカウンターパートは監査役等であり、会計監査人の監査は、監査役等が正常に機能していることが前提となる。

すなわち、外部監査人である会計監査人の監査は、監査役等の正常な機能が担保されていなければならないことを考えると、監査役等の法的意義を再考せざるを得ず、監査役等のさらなる権限強化と取締役（会）からの独立性の確保が必要となる。特に、会計監査人の選任・解任議案決定権とともに、監査役等に会計監査人の報酬決定権を与え、その報酬決定権は、完全に取締役（会）から独立した決定権でなければならない。

しかしながら、上述したように、会社には予算があり予算は取締役（会）が実質的に決定権を持っているため、現実的には、解決策にはならないと思われるが、リスク・アプローチに基づく追加監査については、会計監査人からの報告を基に、監査役等の裁量で、追加監査の実施の決定およびその報酬の完全な決定権を、内部統制の一貫として一定の範囲で与えてもよいのではないだろうか。

この方法は、会社の内部統制システムに基づくものであり、十分な財源が確保できない場合には、リスク・アプローチによる追加監査が行えず、同じような粉飾決算や不正会計が再発する虞がある。このため、公認会計士協会などの第三者機関が、一律に企業から会計監査人による監査の費用を徴収し、第三者機関が会計監査人に対して報酬を与えるというやり方が考えられる。

このやり方は、会計監査人の独立性を阻害する要因の報酬の問題を解決する極めて単純な発想ではあるが、一律に適用するには、解決すべき問題が多く、いかに費用を徴収するかという財源の確保と、第三者機関の膨大な事務作業が生ずる可能性がある。このため、EUのPIE（社会的に影響の大きい事業体）と同様の考え方により、例えば上場している大企業など、一定の規模の会社に対してのみ適用するという考え方もある。この場合には、限定的な適用となるが、大企業による粉飾決算や不正会計の社会的な影響とのバランスを考えると、十分に考慮に値する施策ではないだろうか。

2. 監査法人のローテーション

監査法人のローテーションについては、従前から議論されているが、賛否両論あり、わが国では、未だ方向性を見いだせない状況である。

主な賛成意見は、一連の粉飾決算・不正会計処理の主な要因の一つが、特定の監査法人が長期に亘り監査業務を担当していると、必然的に、被監査会社との癒着が強くなり、甘い監査になってしまう可能性が大きいという理由から、一定の期間を経過したら、強制的に監査法人を変更するのが望ましいという考え方に基づく。

たとえば、オリンパスは35年、東芝は60年もの長期に亘り、同じ監査法人が監査を担当した。本来であれば、被監査会社の会計処理や業務内容を知り尽くした監査法人であれば、最も効率的な方法で監査を行い、重大な粉飾決算・不正会計処理を見逃してしまうことはありえないはずである。しかし、重大な粉飾決算・不正会計処理を実際に見逃し、または黙認したという事実は、被監査会社との癒着による、緊張感を欠く不十分な監査を行っていたに違いなく、これを防止するには監査法人のローテーションが必要であるという考え方であり、一定の合理性を見出すことができる。

監査業務を実施していれば、当然のことながら、監査の失敗もあり得る。この場合、長期に亘る監査業務を担当する監査法人ならば、そのまま放置するこ

とも可能である。しかしながら、ある時期に新しい監査法人に引継ぐとなれば、訂正せざるを得ないというメリットもあるであろう。

一方、反対派の意見としては、「会計監査の在り方に関する懇談会」が公表した「会計監査の信頼性確保のために」と題する報告書の中にもあるように、①監査人の知識・経験の蓄積が中断されることにより監査品質が低下するおそれがある、②大手監査法人の数が限られている監査市場の現状を踏まえると、当該制度の円滑な導入・実施は困難である、とし監査法人のローテーションは現実的ではないという意見が基本にある。

中でも、①の監査品質が低下に関しては、前任監査法人が長年蓄積してきた知識や経験が切断され、新任監査法人が改めて監査に必要な知識や経験を積むのに時間やコストがかかり、監査品質の低下につながるものが理由としてあげられる。しかし、前任監査法人が新任監査法人に対し、ノウハウ等も含む適切な引継ぎを行えば解決できる問題であり、また前任監査法人が見抜けなかった問題点を新たに発見できる可能性もあり、一概に監査品質が低下するとは言えないであろう。

また、②の監査市場に関する懸念には、4大監査法人による寡占化と、中小監査法人の倒産の危惧が背景にあると思われる。特に、中小監査法人にとって重要顧客を手放すことは、大きな収入減につながる。しかし、まさにこれが監査法人と被監査会社との癒着の根源である。監査法人が監査業務というビジネスを行っている以上、自由競争は当然のことであり、これを監査法人のローテーションに反対する理由としてあげることは、市場経済の保護主義的な発想に立つもので妥当性を欠くと思われる。

監査業務が、被監査会社の適正な財務諸表の公表を担保するという、社会的かつ公益に資するものであると考えるならば、監査法人のローテーションに対する議論は、株主などの投資家の立場に立脚したものでなければならず、監査法人の損益や利害を中心にしたものであってはならない。

さらに、わが国の代表的なグローバル企業の信頼性を揺るがすような一連の

粉飾決算・不正会計処理事件は、わが国そのものの国際競争力や海外からの投資にも影響を与えるものであり、それを回避するための法制度は、必須であろう。その一つとして、監査法人のローテーションは効果があると思われる。

VI. 結びにかえて

会計監査人は、監査の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保し、会社の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図ることを使命とする。また、監査業務が公益に資するものであることから、監査業務の依頼人から独立していなければならず、依頼人に対し金銭的利益を有していることは、独立性を阻害する要因となり得る。

このため、会計監査人が被監査会社から監査業務を委託され、被監査会社と会計監査人との委任契約により、会計監査人が被監査会社から報酬を得るというビジネス・モデルを見直す必要がある。そのためには、大企業などの一定の規模の会社に対して、第三者機関が、一律に企業から会計監査人による監査の費用を徴収し、第三者機関が会計監査人に対して報酬を与えるという方法が、会計監査人の独立性を確保できる最も効果的な方法であろう。

また、被監査会社の適正な財務諸表の開示を担保するという、社会的かつ公益に資するものであると考えるならば、監査法人のローテーションに対する議論は、株主などの投資家の立場に立脚したものであるべきであり、監査法人の存続等からの保護主義的な発想からの議論は避けるべきである。

最終的には、監査法人のローテーションの問題は、制度を導入した際のメリット・デメリットの比較衡量により判断されるべきであるが、監査法人の独立性の観点から見れば、監査法人のローテーションは、社会的影響の大きい企業等など、限定的であっても導入すべき制度であり、長期的に見れば、わが国の国際競争力および海外からの投資を促進させるためにも、必要不可欠のものと思われる。

なお、紙幅の関係上、具体的な施策や法規制およびこれらの規定ぶりについて

ては、別の稿に譲りたい。

(脚注)

- (注1) 日本監査研究学会監査人の独立性に関する研究部会（1993年）49～67頁。2004年9月に、日本公認会計士協会は、公認会計士制度委員会研究資料第1号として、「監査人の独立性」と題する研究資料を公表し、監査人の独立性に関する日本と米国の外形的要件を比較し、日本における今後の方向性について検討している（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/member/00809-002593.pdf）（as of Sep 20, 2016）。
- (注2) 公認会計士法43条1項に基づき、公認会計士が自主規制機関として組織する特別民間法人（<http://www.hp.jicpa.or.jp/>）（as of Sep 20, 2016）。
- (注3) 公認会計士協会「独立性に関する指針」（平成18年10月5日、平成26年4月16日最終改正）（https://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/about/reliability/ethics/files/ethics_dokuritsu_20140709.pdf）（as of Sep 20, 2016）。
- (注4) 公認会計士協会「監査人の独立性チェックリスト」（倫理委員会研究報告第1号）（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/20160428chd.html）（as of Sep 20, 2016）。
- (注5) 公認会計士協会「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」（倫理委員会研究報告第2号）（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/20160428chd.html）（as of Sep 20, 2016）。
- (注6) 公認会計士協会「監査人の独立性について」（公認会計士協制度委員会研究資料第1号）（平成16年10月5日）（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/member/00809-002593.pdf）（as of Sep 20, 2016）。
- (注7) 1919年設立。資本金1,245億円（2015年3月）、売上高7,646億円の日本の光学機器および電子部品メーカー。2009年、巨額の粉飾決算が明るみに出た。
- (注8) 1904年設立。資本金4,399億円（2015年3月）、売上高6兆6558億円の日本を代表する大企業。デジタルプロダクツ、電子デバイス、社会インフラ、家庭電器などを主な事業内容とする。2015年、不正会計処理が問題となった。
- (注9) 新日本監査法人、あずさ監査法人、監査法人トーマツ、PwCあらかた監査法人が、わが国の4大監査法人である。
- (注10) 991億円の売上と6284人以上の社員・従業員を有し、4000社以上の企業や学校法人をクライアントに持つ監査業界再大手の監査法人で、英国のアーnst・アンド・ヤング（Ernst & Young）と提携している（2015年6月現在）。2012年7月6日、同監査法人は、オリンパスの損失隠しを意図した粉飾決算問題を理由に、あずさ監査法人とともに金融庁から公認会計士法違反の処分と業務改善命令を受けた。
- (注11) 監査法人の強制ローテーション制度は、イタリア、ブラジルなど一部の国で、早くから実施されていた（淵田康之「欧米で再び始まる監査法人改革論」野村資本市場クォーターリー 2012 Winter（2012年）158頁（<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2012/2012win11.pdf>）（as of Sep 20, 2016）。

- (注12) 財務書類の監査業務およびレビュー業務の総称である（独立性指針2頁）。
- (注13) 2016年1月27日、東芝は、新日本監査法人の後任にPwCあらた監査法人を起用することを発表した。
- (注14) アメリカのエネルギー総合商社。巨額の不正経理・不正取引による粉飾決算が明るみに出て、2001年12月に破たんした。
- (注15) アメリカの大手電気通信業者。2001年、経営破たんした。
- (注16) 企業の財務諸表や内部統制報告書を監査した会計監査人が、監査報告書の中で表明する監査意見の一つであり、すべての重要な点において適正である場合に表明される。
- (注17) 2006年改正以後は、金融商品取引法。
- (注18) 現在の金融商品取引法193条の2。
- (注19) 1935年設立の大手特殊鋼メーカー。1965年、粉飾決算が発覚。
- (注20) 伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『Legal Quest会社法（第3版）』（有斐閣、2015年）199～201頁。
- (注21) 志谷匡史「会計監査人の責任」会社法判例百選（別冊JuristNo.205）（2011年）157頁。
- (注22) 資本金5億円以上、もしくは負債総額200億円以上の会社をいう。
- (注23) 金融商品取引法上の監査を財務諸表監査といい、会社法上の監査を計算書類監査という。これらを併せて、法定監査という。
- (注24) 金融商品取引法にも類似の規定があるが、金融商品取引法および会社法上の取扱いとは若干異なるものの、これらは実務上同一のものと考えられることができる。
- (注25) 5名以上の公認会計士を社員として設立される法人。
- (注26) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（2015年最終改正）（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32F03401000012.html>）（as of Sep 20, 2016）。
- (注27) 志谷・前掲注（21）157頁。
- (注28) 大阪地判平成20年4月18日判時2007号104頁、判タ1276号256頁、金判1294号10頁、志谷・前掲注（21）156～157頁。
- (注29) ナナホシ粉飾決算事件のほかに、被監査会社の内部統制の不備を理由として善管注意義務を論ずるものに、東京地判平成3年3月19日判時1381号116頁、会計監査の目的論から善管注意義務の内容を論ずるものに東京地判平成15年4月14日判時1826号97頁がある（志谷・前掲注（21）157頁）。
- (注30) 2003年設立の大手監査法人。KPMGのメンバーファームの1つで、わが国の4大監査法人の1つ。
- (注31) オリnbas株式会社監査役等責任調査委員会「オリnbas株式会社監査役等責任調査委員会調査報告書要約版」（2012年1月20日）12、15頁（http://www.olympus.co.jp/jp/common/pdf/nr120117_05.pdf）（as of Sep 20, 2016）。
- (注32) 含み損が生じた資産を市場価格よりも高値で第三者に転売することによって損失を隠すこと。
- (注33) オリnbas株式会社監査役等責任調査委員会・前掲注（31）15頁。
- (注34) オリnbas株式会社監査役等責任調査委員会・前掲注（31）24頁。
- (注35) 東芝監査報告書35頁。高田寛「東芝第三者委員会報告書の検証と再発防止に向けての実務的対応」富大経済論集61巻3号（2016年）175頁。

- (注36) 東芝第三者委員会「調査報告書」(2015年7月20日) 35頁 (http://www11.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150721_1.pdf) (as of Sep 20, 2016)。高田・前掲注 (35) 175頁。
- (注37) オリパス株式会社監査役等責任調査委員会・前掲注 (31) 286頁。高田・前掲注 (35) 168頁。
- (注38) 東芝第三者委員会・前掲注 (36) 286頁。高田・前掲注 (35) 168頁。
- (注39) 東芝第三者委員会・前掲注 (36) 286頁。高田・前掲注 (35) 169頁。
- (注40) 高田・前掲注 (35) 176頁。
- (注41) 公認会計士協会・前掲注 (3) 6項 (2), 2頁。
- (注42) 日本公認会計士協会・前掲注 (6) 4頁。
- (注43) 金融庁企業会計審議会「監査基準」(改定案) 1頁 (<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131119-2/03.pdf>) (as of Sep 20, 2016)。
- (注44) 公認会計士協会「倫理規則」(2014年最終改正) 10頁 (http://www.hp.jicpa.or.jp/ippa/about/reliability/ethics/files/ethics_rule_20140709.pdf) (as of Sep 20, 2016)。
- (注45) 日本公認会計士協会・前掲注 (6) 7頁。
- (注46) 公認会計士協会・前掲注 (3) 6項 (1), 2頁。
- (注47) 公認会計士協会・前掲注 (3) 6項 (1), 2頁。日本公認会計士協会・前掲注 (6) 4頁。
- (注48) 公認会計士協会・前掲注 (45) 1頁。
- (注49) 2人以上ある場合にはその過半数。
- (注50) 監査(等)委員会による場合は、会社法404条2項2号、399条の2第3項2号で規定されている。
- (注51) 公認会計士協会「日本公認会計士協会会則」(2006年最終改正) https://www.hp.jicpa.or.jp/ippa/so_jpn_cpa/pdf/j-kaisoku.pdf (as of Sep 20, 2016)
- (注52) 公認会計士協会「利益相反に関する指針」(2014年) (https://www.hp.jicpa.or.jp/ippa/about/reliability/ethics/files/ethics_rieki_20140709.pdf) (as of Sep 20, 2016)
- (注53) 公認会計士協会「独立性に関する法改正対応解釈指針」(2008年) (<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippa/about/reliability/ethics/227.html>) (as of Sep 20, 2016)
- (注54) 公認会計士協会「職業倫理に関する解釈指針」(平成22年12月4日、平成24年11月6日最終改正) (http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-22-0-2-20150327.pdf) (as of Sep 20, 2016)。
- (注55) 公認会計士協会・前掲注 (3) 4項, 2頁。
- (注56) 公認会計士協会・前掲注 (3) 102項, 17頁。
- (注57) 公認会計士協会・前掲注 (3) 104項, 17頁。
- (注58) 公認会計士協会・前掲注 (3) 112項, 19頁。
- (注59) 弥永真生『監査人の外観的独立性』(商事法務, 2002年) 6頁。
- (注60) 公認会計士協会・前掲注 (3) 102項, 17頁。
- (注61) 日本公認会計士協会「大会社等監査におけるローテーションについて」(独立性に関する法改正対応解釈指針第6号) (2008年改正) 1頁 (<https://www.hp.jicpa.or.jp/ippa/about/reliability/ethics/files/%E7%AC%AC6%E5%8F%B7%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf>) (as of Sep 20, 2016)。
- (注62) 1979年設立の日本の繊維・化粧品・食品・薬品・日用品の製造・販売を行とする会社。

- 2007年、粉飾決算が発覚し、翌2008年に消滅した。
- (注63) 日本公認会計士協会・前掲注(62)1頁。
- (注64) 金融庁会計監査の在り方に関する懇談会HP(2015年)(<http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeikansanoarikata/>)(as of Sep 20, 2016)。金融庁「監査法人のガバナンス・コードの策定について」(2016年7月15日)(http://www.fsa.go.jp/singi/governance_code/siryou/20160715/03.pdf)(as of Sep 20, 2016)。
- (注65) 海外では、イギリスが2010年に、監査法人向けコードを導入している。また、オランダでも同様のコードがある(高田・前掲注(35)189頁(注127))。
- (注66) <http://www.fsa.go.jp/news/27/singi/20160308-1/01.pdf> (as of Sep 20, 2016)。
- (注67) 会計監査の在り方に関する懇談会「会計監査の信頼性確保のために」(2016年3月8日)2頁(<http://www.fsa.go.jp/news/27/singi/20160308-1/01.pdf>)(as of Sep 20, 2016)。
- (注68) 会計監査の在り方に関する懇談会・前掲注(67)10頁。
- (注69) 企業の財務諸表や内部統制報告書を監査した会計監査人が、監査報告書の中で表明する監査意見の1つであり、すべての重要な点において適正である場合に表明される。
- (注70) http://www.fee.be/images/publications/auditing/PIE_definition_survey_outcome_1410 (as of Sep20, 2016)。
- (注71) REGULATION (EU) No 537/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities and repealing Commission Decision 2005/909/EC (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0537&from=EN>) (as of Sep20, 2016)。
- (注72) 米国公開企業会計監視委員会(Public Company Accounting Oversight Board)(<https://pcaobus.org/Pages/default.aspx>)(as of Sep 20, 2016)。

提出年月日：2016年9月21日